

明治期の市街地計画の普遍性に関する研究*

— 軍都としての舞鶴を事例としたケーススタディ —

Study on universality of the city area plan of the Meiji period
— Case study which assumed MAIZURU as the military capital an example —

矢谷 明也**

By Akinari YATANI

旧海軍舞鶴鎮守府開設を機に計画されて造られたまち・舞鶴は、今日もその当時の市街地が有効に機能している。明治の普遍性を見直すというまちづくりは、単に残存する古めかしい史実の歴史的な検証ではなく、まちそのものの歴史を見つめ直し、今日までの文化、慣習、生活までのすべての発展過程を検証し、後世に継承しようとするものである。

残存する伝統的な建物をとおして見ることでできる時代の記憶は、単に文字や写真にとどめられるだけのものではなく、各々の時代の生活や文化を語る生き証人である。

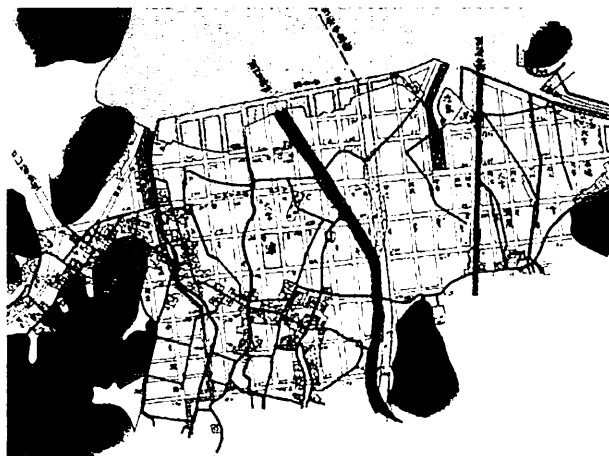
今も脈々と継承されている明治という時代の礎は今日のみならず将来においても都市形成にも重要な役割を果たしていくであろう。

1. 近代化遺産のまち・舞鶴

舞鶴市は旧海軍が建設した煉瓦造倉庫の保存活用を積極的に図り、近代化遺産を市民が共有する貴重な財産として個性あるまちづくりを推進している。収蔵庫に保管することなく野ざらしのような近代化遺産、100年以上にわたる時間軸の中で継承という歴史を積み重ねてきたことという史実は容易なことではないことをまず私たちは正しく認識すべきである。その価値を重んじ、その温かみを活かしながら、歴史や文化の継承、そこから広がる人との出会いなど、近代化遺産が包括するエネルギーの有効活用はまさに地域の時代と呼ばれるに相応しい一つのまちづくり手法である。

近代化遺産の活用はその価値を過去に留めるか今日に活かすかという大きく二つの区分のもとで整理すべきである。今も現役で稼働しているケースは、遺産と位置付ける前に、それらが造られた時点からの時間軸を検証すれば、その当時の計画や機能はとてつもない先見的価値があったことを検証しなければならない。

かつて合理性や利便性ばかりが追求され、正当にその価値を評価されることなく建造物は消え去ってしまう例が多い。近代化遺産という枠組み如何に囚われず、機能的に支障のない建造物なら確実に後世に伝えなければならない。その価値を検証せずにいたまちが行き着く果ては、個性の喪失である。個性をいかに引き出しまちの魅力づくりに替えるか、近代化遺産がそれぞれのまちに果たす役割は大きなものとなる。その近代化遺産の価値を活かせるか、舞鶴市に試されている。



図－1 東地域浜村地区の都市計画図

2. 旧海軍舞鶴鎮守府

明治 32 (1901) 年旧海軍舞鶴鎮守府が開設されることに伴い、舞鶴市は軍港として急速に発展した都市である。特に東地域の浜村などは用地買収や民家の移転等の整備をはじめ、都市そのものを形成することが必要となり、村の様相は一変することとなる。本来現在の西地域であった舞鶴町が都市としての中心地であったが、要となる港の地理的な位置や交通機関からみて都市化には適さず、新しい構想のもとに計画された新市街を建設することがこの東地域に必要とされたのである。こうしたことから浜地区や餘部地区を中心とする新市街が計画されて造成されることとなった。しかしこうした地区にとって、街ができるとはいえ古来からの田畑が一度に消滅すること

*keyword : 都市計画 道路 継承

**博士(工学) 舞鶴市都市計画課長 舞鶴高専非常勤講師

(〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地)

に大きな反感論があったことは否めず、新市街造成の計画、構想をはじめとする調整、計画と立案とその実施は、軍事上の都合を中心にした国家的観点に立ったものであり、内務大臣直属の京都府が主導的な立場に立って推進するものであった。そのため地元の村はもとより加佐郡役所も、それに協力するという程度の立場にしか過ぎなかった。

3. 海軍主導の都市計画

舞鶴における新市街地の計画作成は海軍当局が計画の可否の決定権をもつものであった。

訓令 舞鶴軍港附近ニ於テ新ニ道路ヲ設ケ若クハ市街地ニ区域ヲ定メントストキハ詳細ナル図面ヲ添ヘ其都度臨時海軍建築部長ヘ商議スヘシ 但シ既ニ計画済ノモノ若クハ着手中ノモノハ本文同様図面ヲ添ヘ此際通知スヘシ右訓令ス 明治廿九年十一月廿四日内務大臣

また同日付で内務大臣は海軍大臣に対して、この訓令のもととなった海軍の要求を了承する文書も送付している。(文書略)

このように内務大臣と京都府は舞鶴軍港における市街地計画については、必ず臨時海軍建築部長の意向をただすこととなった。実質的には海軍の意向を伺うより、海軍主導で都市計画がなされた所以である。

道路の新設と河川の改修の計画が作成されたのは明治 30 年のことであるが、この時の文書で特筆すべきなのは道路計画についてである。

臨建第一五号ノ六(抜粋)

明治三十一年二月十日

臨時海軍建築部長 山本権兵衛 印

京都府知事 内海忠勝殿

一 市街設計道路ノ竣成ク最モ急速ナルヲ要ストニ道幅十間ノ分ハ明治三十三年度ヲ限り竣成セシメラレタシ

また市街地計画は、グリッドに東西、南北に道路計画がなされた。一街区は東西三十間、南北一町ごとに道路がつけられた。これからわかるように東西三十間というモジュールはコンパクトなものであったことがわかる。

こうした明治期の道路計画が今日まで生きているのが、舞鶴市である。

4. 家屋疎開

昭和 18 年 12 月、「都市疎開実施要綱」が閣議決定され、翌年 2 月には東京、名古屋に初の疎開命令が発令された。大都市部ではこのような状況であったが、さらに地方都市においても重要施設付近を防空上の観点から必要とする土地、建物の所有者に建物除去命令が発せられた。舞鶴市での強制疎開は昭和 20 年 4 月 5 日から着手されている。歴史を後から振り返れば、敗戦濃厚になってからの間際の対応と思慮しがちであるが、今だから記せることである。

家屋の取り壊しは海軍と警防団が主となり実施され

た。立ち退きは作業の迅速を期するため、該当の家屋には夜間に「家屋強制疎開」の張り紙がなされ、対象の家屋は 5 日間のうちに実施されなければならないというものであった。これにより一部の道路はその幅員が 2 倍になった通りもあるが、それ以上の家屋強制疎開が実施されなかったため、特筆する疎開の実施で終戦を迎えることとなる。



図－2 東地域三条通りの道路幅員の不揃い

5. 今も生きる明治の道路計画

明治に計画された市街地は、今も脈々と現代生活を支えている。前述したように一部の道路においては幅員の確保のために拡幅が図られたが一部分だけに留まっている。また、市街地の通りは旧海軍の艦艇名を現在も継承している。



図－3 東地区の市街地の通り名は旧海軍の艦艇名

こうしたまちの継承は、単に歴史的なノスタルジックに浸るものではない。まちそのものの歴史を見つめ直し、今日までの文化、慣習、生活までのすべての発展過程を検証し、後世に継承しようとするものである。確かに新たなデザインによる創造などといった分野からみれば、華やかさに欠けるように思われ、今日的な生活スタイルからかけ離れてしまうのではないかという不安を印象付けるかもしれないが、継承されてきたものは資産であり、まちの原動力そのものとなっている。

先代から引き継いだ財産を継承放棄する権限は私たちの世代には与えられていない。むしろ私たちには未来へ継承する責任が課せられている。

参考文献

- 1) 舞鶴市史 通史編(中) 昭和 53 年 10 月 25 日 舞鶴市発行
通史編(下) 昭和 57 年 7 月 10 日 舞鶴市発行
- 2) 矢谷明也 日本建築学会総合論文誌:v.9 (2011-01)
歴史的建造物の保存再生を取り巻く環境のあり方